

「成果連動型民間委託契約方式推進交付金」に関する Q&A

(令和4年2月8日付け作成)

問1. どのような事業分野を想定しているか。

地域や住民に社会的便益をもたらすものであれば、幅広い事業分野が対象となります。観光や産業の振興、人口増加等を主たる目的とする事業の場合、観光客入込数、移住者数、新規起業数、新製品開発といった経済的な指標のみにとどまらず、より広く住民や地域社会が裨益する成果の達成を目指し、それに対応した指標（住民の地域への関心度の向上、移住者と地域住民の繋がり等）を併せて設定することが想定されます。

問2. 公共施設等で行われる事業は対象となるか。

地域や住民の社会的便益に関連する成果指標が設定されており、かつ、委託費がその成果指標に連動する場合は対象となります。（例：スポーツ施設での介護予防、交流拠点でのソーシャルキャピタル醸成）

問3. 地方自治体の歳入増、歳出減を直接の成果指標とした事業は対象となるか。

委託者である地方自治体の財政にしか便益が生じない事業は対象外です。（例：公金の債権回収、寄附金の増加、公共施設等の利用料収入）

問4. アウトプット指標により成果連動支払いを行う事業も対象となるか。

原則、成果連動支払いは、アウトカム指標に設定することとします。ただし、アウトプットとアウトカムの間に一定の因果関係がある等、合理的な理由が明確である場合はこの限りではありません。

（参考；共通のガイドライン II-2-6 支払条件の設定、III-1 アウトプットのみを支払額等と連動させる簡易な P F S 事業）

問5. 単年度で終了する事業は対象となるか。

適切な成果評価を行う観点から、複数年度にわたる事業を想定しています。ただし、単年度事業であっても、共通のガイドラインに照らして適切な成果指標と評価方法が設定されている場合は、対象となります。

（参考；共通のガイドライン II-2-3 契約期間（評価時期を含む）の設定）

問6. 事業予算の一部について、他の補助金や交付金にも申請する予定であるが、本交付金の対象となるか。

本交付金の交付対象となる経費について、他の国の補助金等を受けている場合は対象となりません。ただし、交付対象外の経費（委託費のうち、成果連動支払い分でない固定費な

ど) に対し、他の補助金等の交付を受けることは差し支えありません。

問7. 事業者選定について、公募型プロポーザルを実施する必要があるか。

公募型プロポーザルの実施については必須ではありません。ただし、PFS事業受託者は、公平性、透明性を確保して選定することが前提です。そのため、公募を行わない場合は、PFS事業受託者の選定理由の説明を求め、公平性、透明性の観点から妥当であることを確認のうえ、採択の可否を検討します。

問8. 令和4年度中に、どこまでの事業進捗が必要か。

PFS事業受託者を選定、契約し、受託者がPFS事業に着手（事業開始）している必要があります。ただし、同年度中の支出行為を求めるものではありません。

問9. 第三者評価機関の設置は必須か。

成果指標の測定や、事業の有効性の評価に関し、客観性や透明性が担保された適切な成果評価を行える体制があれば、必ずしも第三者評価機関を設置する必要はありません。

なお、支援事業者は、成果評価に資する技術的支援を行うものであり、成果評価結果を審査したり承認したりするものではありません。第三者評価機関による評価が必要な場合は、地方公共団体において検討する必要があります。

問10. 交付金の採択団体となった後、事業の進捗管理や成果評価について支援を受けることはできるか。

内閣府が指定する支援事業者が、地方自治体に対し、成果評価に資する技術的な支援（助言）を行います。具体的には、データ処理の考え方、アンケートを行う場合のアンケート設計や実施方法、結果の分析方法等について助言します。データ収集、分析、アンケート実施等の実作業や、第三者評価機関としての評価に関しては、地方公共団体で別途、実施者を検討してください。

問11. 公募に当たって相談はできるか。

公募期間中、事前相談を実施しています。その概要は、本交付金の趣旨の説明、PFS事業の事業目標との関連性及び測定可能性を考慮した適切な成果指標の設定、事業効果の適切な評価に関する計画の策定等に関して、必要な相談に対応するもので、主にオンライン面談等を想定しています。